

2 高教福第425号
令和2年6月23日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

夏期における休暇の取得促進と夏期特別休暇の期間延長について（依頼）

このことについて、県教育委員会としましては、職員の健康維持と公務能率の向上のため、例年、夏期（7月から9月まで）における休暇の取得促進につきまして、下記の取組を行っているところです。

本年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策に係る一斉休業による影響を踏まえ、長期休業日の短縮等を計画することで、業務の日程等に大幅な変更が生じるなど、「夏期における休暇の取得計画」の実施に支障があるものと思われます。

このため、本年度に限り、夏期特別休暇の実施期間を1月延長することとし、7月1日から10月31日までの実施期間において夏期特別休暇を取得できることとします。

ついては、貴管内の学校に対しましても、校長自らが率先して取得に努めるとともに、所属教職員への休暇取得を促していただきますようお願いいたします。

記

1 夏期における休暇の取得計画の作成

（1）夏期特別休暇5日及び年次有給休暇について、別添の様式例により取得計画を作成してください。その際、少なくとも3日の連続休暇を取得するよう呼びかけてください。

また、取得計画が計画のみで終わることのないように、計画の実行についても確認してください。

（2）夏期特別休暇は、勤務日の全日又は始業の時刻から連続し、若しくは終業の時刻まで連続した4時間（休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に4時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべて）を単位として取得することとしています。

2 業務の調整等

職員間の業務の調整等により、休暇を取得しやすい環境づくりに努めてください。

また、連続休暇をより取得しやすくするための業務の調整にも配慮してください。

3 その他

運用にあたっては、次の通知により取り扱ってください。

また、「教職員子育てサポートプラン～みんなでつくろう！お互いに理解し助け合える職場環境～」についても参考にしてください。

- ・平成8年1月8日付け7教義第1105号「夏期の特別休暇について」
- ・平成11年6月24日付け11教職第172号「夏期特別休暇の取扱いの改正について」
- ・平成19年3月26日付け18高教職第1399号
「公立学校臨時的任用教職員の年次有給休暇及び夏期特別休暇の取扱いの運用について」
- ・平成23年7月5日付け23高教政第548号「夏期特別休暇の付与日数について」

高知県教育委員会事務局教職員・福利課
人事企画担当

TEL：088－821－4903

FAX：088－821－4725